

2024年9月30日
東宝株式会社

「GODZILLA」に関する不正競争防止法違反事件 及び審決取消請求事件の確定について

東宝株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：松岡宏泰、以下「当社」）は、「GODZILLA」に関する不正競争防止法違反事件及び審決取消請求事件について、当社の勝訴判決が確定いたしましたことをご知らせいたします。

1. 不正競争防止法違反事件について

当社が、株式会社タグチ工業（本店：岡山県岡山市、以下「被告会社」）及び株式会社タグチアシスト（本店：岡山県岡山市、以下、被告会社と併せて「被告ら」）に対して、2019年9月、被告らによる不正競争行為の差止等及び上記行為から生じた損害の賠償を求める訴えを東京地方裁判所に提起し（令和元年（ワ）第26105号）、2022年4月28日、当社の主張を認める判決が下されました。判決の概要は以下のとおりです。

- 被告らは、「GUZZILLA」の表示を付したTシャツ、時計、フィギュア等の商品の譲渡、引渡等の差止、及び、損害賠償金として約100万円を当社に支払うこと。
- 被告会社は、「SUPER GUZZILLA」及び「GUZZILLA VR」の表示使用行為の差止、及び、損害賠償金として約1000万円を当社に支払うこと。

第一審判決に対して、被告らにより知的財産高等裁判所に控訴がなされましたが（令和4年（ネ）第10063号）、2023年7月19日付けで、被告らの控訴を棄却する判決が下されました。

その後、被告らから最高裁判所に対し上告受理の申立てがなされましたが、2024年9月18日、不受理決定が下され、当社の勝訴判決が確定いたしました。

2. 審決取消請求事件について

当社は、被告会社が保有していた商標登録「GUZZILLA」（登録第6143667号）について、2019年11月、特許庁に無効審判を請求したところ、2022年3月31日付けで特許庁は商標法第4条1項15号に該当するとして商標登録を無効とする審決を下しました。

これに対し被告会社から、知的財産高等裁判所に審決取消訴訟が提起されましたが（令和4年（行ケ）10035号）、2023年7月19日、被告会社の請求を棄却する判決が下されました。

その後、被告会社から最高裁判所に対し上告受理の申立てがなされましたが、2024年8月28日、不受理決定が下されました。これにより、商標登録第6143667号の登録無効審決が確定しました。

3. 当社の方針

「ゴジラ（GODZILLA）」は、当社の重要な知的財産であり、今回の訴訟を通じて、その保護を全うすることができたと自負しております。

当社は、当社の大切な知的財産である「ゴジラ（GODZILLA）」を活用するために、今後も侵害等の行為に対しては注視を怠らず、万全の措置を講じてまいります。

2024 年 9 月 30 日
東 宝 株 式 会 社

■ 参考

東京地方裁判所 令和元年（ワ）第 2 6 1 0 5 号 不正競争行為差止等請求事件

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/495/091495_hanrei.pdf

知的財産高等裁判所 令和 4 年（ネ）第 1 0 0 6 3 号 不正競争行為差止等請求事件

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/313/092313_hanrei.pdf

知的財産高等裁判所 令和 4 年（行ケ）1 0 0 3 5 号 審決取消請求事件

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/247/092247_hanrei.pdf

以上